

(目的)

第1条 この規定は、学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する大阪工業大学、摂南大学および広島国際大学(以下「大学」という)における委託研究の取扱いについて必要な事項を定め、もって大学における研究の発展および教育の向上ならびに社会貢献に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定における用語の定義をつぎのとおり定める。

- イ 委託研究 学外から委託を受けて行う研究で、これに要する経費を委託者が全額負担するものをいう。
- ロ 研究担当者 委託研究に従事する次項の大学の教育系職員をいう。そのうち、研究を統括する者を「研究代表者」という。
- ハ 発明等および知的財産権 学校法人常翔学園発明規定第2条に定義するものをいう。
- ニ 間接経費 競争的資金等による研究の実施に伴う大学の管理等に必要な経費として充当し、大学が使用する経費をいう。

2 前項のほか、この規定における用語は、区分ごとにつぎの表に定めるところによる。

区分	用語の定義
	担当部署
大阪工業大学	研究支援・社会連携センターおよび八幡工学実験場事務室
摂南大学	研究支援・社会連携センター
広島国際大学	研究支援・社会連携センター

(受託の基本要件)

第3条 委託研究は、つぎの各号の要件を満たすものについて受け入れるものとする。

- イ 大学の教育・研究に有益であり、支障をきたすおそれがないこと
- ロ 大学の学術振興と社会貢献を図るうえで有益であること
- ハ 知的財産権の扱いが著しく学園に不利ではないこと

(受託条件)

第4条 委託研究の受託条件は、つぎの各号に掲げるとおりとする。

- イ 委託者は、理由のいかんを問わず、委託研究を一方的に中止しない。
- ロ 委託者は、第12条に定める委託研究費を第13条に定める期日までに納付しなければならない。
- ハ 委託研究費により取得した備品等は、委託者に返還しない。
- ニ やむを得ない理由により、委託研究を中止し、またはその期間を延長したことにより、委託者に損害が生じても、学園はその責を負わず、原則として既納の委託研究費は、委託者に返還しない。
- ホ 委託研究により生じる発明等または知的財産権の帰属およびその実施については、第17条から第20条の定めに従い取り扱う。
- ヘ 研究にあたり危険を伴うものについては、研究開始までに第23条に定める保障を確立しなければならない。

(研究期間)

第5条 委託研究の研究期間は、1年以内を原則とし、2年を限度とする。ただし、翌会計年度末日(3月31日)を超えることができない。

(申込み)

第6条 委託者は、所定の研究委託願を担当部署、事務局長を経て、学長に提出するものとする。

(受入手続と決裁)

第7条 委託研究を受け入れるとき、研究代表者は、稟議書につぎの書類を添付し、学部長等の承認を得たうえで、担当部署(工大にあっては、研究支援・社会連携センター長を含む)、事務局長を経て、学長の決裁を得なければならない。

- イ 研究委託願
- ロ 研究期間、委託研究費、研究方法等を記載した委託研究実施計画書
- ハ 委託研究契約書案(委託者から提示された場合)

第8条 削除

(契約の締結および研究の開始)

第9条 委託研究の受入れを決定したとき、学園は委託者との間で、つぎの各号に掲げる事項を記載した委託研究契約を締結しなければならない。この場合において、理事長は、委託研究契約の締結に関する権限を学長に委任し、学園の契約者を学長とする。ただし、委託研究契約の内容等により、特に必要がある場合は、契約者を理事長とする。

- イ 研究の題目、内容(目的、方法、研究担当者)および期間
- ロ 研究に関する経費の取扱いに関する事項
- ハ 研究の中止および期間の延長に関する事項
- ニ 研究成果の取扱いに関する事項
- ホ 知的財産権に関する事項
- ヘ 研究成果の公表に関する事項
- ト 秘密保持に関する事項
- チ その他研究の受託に必要な事項

2 委託研究の開始日は、原則として受入れに関する学長の決裁日と同日とし、その都度定める。

(学生の参加)

第10条 委託研究に従事することが教育上有益と認められるとき、論文発表、進路選択および知的財産権保護の観点配慮して、研究代表者は委託者と協議のうえ、当該大学の大学院生、卒業研究の履修学生(以下「学生」という)を研究協力者として参加させることができる。

2 委託研究に参加する学生は、つぎの各号に掲げる事項を誓約する誓約書を提出しなければならない。

- イ 学校法人常翔学園発明規定に従うこと
- ロ 秘密を保持すること

(研究の中止または期間の延長)

第11条 研究代表者は、当該研究を中止またはその期間を延長する必要があるとき、担当部署および事務局長を経て、学長の決裁を受けなければならない。

2 前項の決裁に基づく、委託者への通知は、学長名(契約者が理事長の場合は、理事長名)による委託研究中止通知書または委託研究延長通知書をもって行う。

3 前2項により期間を延長する場合、当該大学および委託者は協議のうえ、これに伴う経費等について必要な措置を行うものとする。

(委託研究費)

第12条 委託研究費は、つぎの各号に掲げるものとし、委託者は、研究に必要な当該経費を負担するものとする。

- イ 旅費、機器備品費、消耗品費、謝金等の当該研究遂行に直接必要な経費(以下「研究経費」という)
- ロ 光熱水費等施設設備使用に要する経費、事務費等(以下「運営経費」という)

2 前項ロ号の運営経費は、委託研究費総額の10%を学校会計に納入するものとする。ただし、大阪工業大学八幡工学実験場については、運営経費のほか、特に必要があると学長が認めた場合は、つぎの各号の経費について、大阪工業大学八幡工学実験場長が算定した額を受け入れるものとする。

- イ 大型試験機器維持修繕費積立金
- ロ 設備使用料
- ハ 解析計算費

3 前項にかかわらず、公的資金等、間接経費名目で受け入れる場合は、研究経費額の30%に相当する額を間接経費として扱う。なお、千円未満の端数は、切り捨てるものとする。

4 前項の間接経費については、競争的基金等拠出元の機関による特別な定めがある場合、第25条に基づき、その定めに従って準拠する。

5 委託研究費は、原則として学園予算に計上する。

(委託研究費の納付)

第13条 委託研究費の納付期日は、原則として受入れに関する学長の決裁日の1カ月後(翌月同日)とし、その都度定める。

2 前項にかかわらず、研究期間が翌会計年度に継続する場合で、特に必要があるときは、納付を分割し、翌会計年度にかかる委託研究費を当該年度の4月末日までに納付することができる。

第14条 削除

(研究経費および間接経費の執行)

第15条 研究経費の執行については、予算執行規定、その他経理関係規定の定めるところによる。

2 間接経費の執行については、国が定める「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的資金に係る関係府省連絡申し合わせ)に基づき適切に処理しなければならない。

(報告書)

第16条 研究代表者は、当該委託研究が完了したとき、委託研究完了・研究経費精算報告書および研究報告書2部を作成し、学部長等の承認を経たうえ、担当部署、事務局長を経て、学長に提出しなければならない。

2 前項の研究報告書は、学長の承認を得て委託者に1部送付するものとし、他の1部は、担当部署において保管するものとする。

3 前2項にかかわらず、委託者が研究報告書の作成を条件としないときは、研究報告書を省略することができる。

(研究の成果の取扱い)

第17条 委託研究において発生した発明等または知的財産権は、原則として学園に帰属する(以下「単独の知的財産権」という)。ただし、委託者の貢献度により、委託者と協議のうえ共有とすることができる。

2 発明等または知的財産権に係る学園の承継の可否は、学校法人常翔学園発明規定に基づいて取り扱う。

3 第1項に基づき共有となった発明等または知的財産権(以下「共有の知的財産権」という)を、特許庁等に出願するときは、共同出願契約を締結する。

(優先的实施)

第18条 単独の知的財産権または共有の知的財産権(以下「学園の知的財産権」という)は、委託者および委託者の指定する者に限り、優先的に実施させることができる。

(第三者に対する実施許諾)

第19条 学園の知的財産権が、正当な理由がなく実施されないとき、委託者および委託者の指定する者以外の者(以下「第三者」という)に対し実施許諾することができる。

(実施契約等)

第20条 委託者および委託者の指定する者または第三者が、学園の知的財産権を実施しようとするときは、別途実施契約を締結する。

2 共有の知的財産権について、第三者から実施料等の対価を徴収するときは、当該権利の持分に応じてこれを学園および委託者が分配する。

(成果の公表)

第21条 委託研究の成果については、あらかじめ委託者の承認を得て公表することができる。

2 学園は、委託者に対し、次条の定めに関わらず学園の公益性に鑑み、委託者の業務に重大な支障がある場合を除き、前項の公表に承認を与え、協力するよう要請することができる。ただし、その時期および方法は、両者間で協議する。

(秘密の保持)

第22条 学園または委託者は、委託研究を開始する前に、必要に応じて当該委託研究に関する秘密の保持に関する契約を締結することができるものとする。この場合の手続は、第7条および第9条の定めを準用する。

2 学園または委託者は、委託研究を実施するにあたり、相手方から提供または開示を受け、もしくは知り得た技術上および営業上の一切の情報について開示および漏えいしてはならない。ただし、つぎのいずれかに該当する情報については、この限りでない。

イ 開示を受けまたは知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

ロ 開示を受けまたは知得した際、既に公知となっている情報

ハ 開示を受けまたは知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

ニ 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

ホ 相手方から開示された情報によることなく独自に開発または取得していたことを証明できる情報

ヘ 書面により事前に相手方の同意を得たもの

(保障の確立)

第23条 第4条へ号の保障の確立については、つぎの各号により行うものとする。

イ 研究代表者は、研究の実施にあたって危険を伴う場合は、研究経費の中で適切な保険契約を締結しなければならない。

ロ その他委託研究の遂行にあたって必要な措置を講じる。

第24条 削除

(適用の除外)

第25条 独立行政法人、国または地方自治体等の公的な機関からの委託研究を受託する場合において、学長が特に必要と認めるときは、委託条件、運営経費等についてこの規定の一部を適用せず、委託先の基準により受け入れることができるものとする。

(準用)

第26条 大学以外の設置学校において、委託研究を受け入れる場合については、この規定および学校法人常翔学園発明規定を準用し、受け入れるものとする。

2 準用する各規定については、学長を学校長に、事務局長を事務長にそれぞれ読み替えるほか、特に定める事項が必要な場合は、学校長が別にこれを定める。

(細則)

第27条 この規定の施行に必要な細則、書類の様式等については、各大学が協議のうえ、別にこれを定める。

(規定の改廃)

第28条 この規定の改廃は、学長の意見を聴き、理事長が行う。ただし、大阪工業大学にあっては、学長が改廃内容について、同大学八幡工学実験場運営委員会に意見を求めることができる。

付 則

1 この規定は、昭和60年4月1日から施行する。

2 昭和39年3月16日制定の大阪工業大学委託研究規定、昭和50年9月10日制定の委託研究の取扱いについて(中央研究所長通達)および昭和53年3月23日制定の委託研究の受託承認の基本方針について(中央研究所長通達第2号)は廃止する。

3 2000年3月29日制定の大阪工業大学八幡工学実験場委託研究取扱規定および2005年7月29日制定の大阪工業大学委託研究取扱規定は廃止する。

4 この改正規定は、2021年4月28日から施行し、2021年4月1日から適用する。